

盛岡市空き家等対策協力事業者登録制度実施要領

令和6年7月24日市長決裁

(目的)

第1 この要領は、空き家等の予防、空き家等の適正管理、空き家等の活用又は空き家等の解消（以下「空き家等対策」という。）に関する業務の提供ができる事業者を登録し、その情報を公開し、所有者等に提供することにより、空き家等対策の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内にある建築物その他の工作物又は土地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。
- (3) 協力事業者 空き家等対策に関する業務を提供できる事業者として、登録事業者名簿に登録した者

(登録要件)

第3 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家等対策に関する業務を提供するに当たり、免許等が必要な場合は、必要な免許、許可、認可等を有している者であること
- (2) 空き家等対策に関する業務を提供するに当たり、必要な届出、登録等を行っている者であること
- (3) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有している者であること
- (4) 市税を滞納していない者であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていない者であること
- (6) 第8第3項第2号、第3号又は第4号の規定に基づき登録を取り消された日から2年を経過していない者ではないこと

(登録申請)

第4 協力事業者として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、盛岡市空き家等対策協力事業者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次の各号に定める書類等を添えて、市長に申し込むものとする。

- (1) 第3第1項第1号に該当する者にあつては、その要件を証するもの
- (2) 第3第1項第2号に該当する者にあつては、その要件を証するもの
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 法人の場合は、履歴事項全部証明書。個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書の控えの写し
- (5) 市税を滞納していないことの証明書
- (6) 提供しようとする業務に関する資料等

(7) その他市長が必要と認めるもの

(協力事業者の登録)

第5 市長は、第4の申請があった場合は、その内容を審査し、登録要件を満たしていると認められる場合は、申請者に盛岡市空き家等対策協力事業者登録通知書（様式第3号）を交付するとともに登録事業者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を拒否し、申請者に盛岡市空き家等対策協力事業者登録却下通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(1) 第3の要件を満たしていない場合

(2) 虚偽又は不正の手段により第4の申請を行った場合

(3) その他協力事業者としてふさわしくないと認められる場合

3 協力事業者の登録期間は、登録通知をした日から2年を経過した日の直後の9月の末日とする。

(登録事業者名簿)

第6 登録事業者名簿には、次の各号に掲げる内容を記載する。

(1) 登録番号

(2) 空き家等対策に関する提供業務の種類

(3) 事業者名

(4) 事業所の所在及び連絡先等

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、登録事業者名簿について公開し、必要に応じて所有者等に提供するものとする。

3 登録事業者名簿への登録及び登録事業者名簿の公開は、次のとおりとする。

(1) 1日から15日までに受理した申請であって第5第1項に該当するものについては、その月の末日時点の登録事業者名簿に登録し、公表する。

(2) 16日からその月の末日までに受理した申請であって第5第1項に該当するものについては、翌月15日時点の登録事業者名簿に登録し、公表する。

(登録内容の変更)

第7 協力事業者は、第5第1項の規定による登録を受けた内容に変更があったときは、盛岡市空き家等対策協力事業者登録内容変更届出書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8 協力事業者は、登録要件を欠くに至るとき又は登録を取り消したい場合は、速やかに盛岡市空き家等対策協力事業者登録取消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を取り消すものとする。

3 第1項の場合のほか、市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第3に規定する登録要件のいずれかに該当しなくなったとき

- (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき
- (3) 第9に規定する責務を果たしていないと認められるとき
- (4) その他市長が不適当と認めるとき

4 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、盛岡市空き家等対策協力事業者登録取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（協力事業者の責務）

第9 協力事業者は、市及び所有者等に対し、誠実かつ適切に対応すること。

2 協力事業者は、当制度を経由して受けた業務について、その成果等を盛岡市空き家等対策協力事業者業務報告票（様式第8号）により、市に報告するものとする。なお、業務報告は次の各号に掲げる頻度で行うものとする。

- (1) 当月に受付した案件については、翌月10日までに報告するものとする。
- (2) 所有者等との間にトラブル等が発生したときは随時報告するものとする。
- (3) その他市長が報告を求めたときは随時報告するものとする。

（業務の内容等に係る協議等）

第10 協力事業者から提供される業務の内容、料金その他必要な事項については、協力事業者と所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定並びに前項に関連する紛争については、一切これに関与しない。

（補則）

第11 この要領に規定する様式は、別に定める。